

国立大学法人東京医科歯科大学における 出資により取得した株式の管理に関する規則

令和6年2月14日
規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)における出資を目的とした株式取得取扱規則(令和6年規則第5号。以下「出資規則」という。)により取得した株式の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規則における用語の定義は、別に定めるものを除き出資規則の定義による。

(管理責任者等)

- 第3条 本学は、出資規則に基づいて取得した株式を適正に管理するために管理責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
- 2 管理責任者は、出資先の会社に対し、次に掲げる事項の報告を求めるとともに、必要に応じて、学長に報告するものとする。
- (1) 株主総会に関する事項
 - (2) 取締役会に関する事項
 - (3) 中期経営計画に関する事項
 - (4) 年度予算に関する事項
 - (5) 決算に関する事項
 - (6) その他経営に関する重要事項
- 3 株式の管理、株式の売却及び権利の喪失(以下「売却等」という。)に関する事務は財務部がこれを行う。
- 4 株式の管理にあたっては、管理台帳(別紙様式)を整備するものとする。
- 5 前項の管理台帳は、銘柄ごとに異動があった都度記録するものとし、その取得、運用、処分等を適正に管理しなければならない。

(株式の売却等)

第4条 出資規則により取得した株式の売却等を行おうとする場合、管理責任者は、当該株式の取得に関係した部署と協議の上、当該株式の売却等が必要と判断した場合には、経営協議会による審議及び役員会の議を経て、学長の決定により、売却等の手続きを行うものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、株式の管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年2月14日から施行する。